

山口県土木工事共通仕様書新旧対照表

新（令和元年10月（令和2年11月一部改訂））	旧（令和元年10月）
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>26. 書面 書面とは、手書き、印刷による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、<u>文書の真正性が確認されたもの</u>を有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成された工事帳票については、<u>手書き、印刷によらなくても</u>有効とする。</p> <p>添付資料 建設機械関係事務取扱規定 建設機械無償貸付共通仕様書 （貸付機械の引渡） 第3条第2項 前項の機能現況表は、2通作成し、各立会者それぞれ1通を保有するものとする。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの<u>署名または押印が不要な</u>手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>26. 書面 書面とは、手書き、印刷<u>等</u>による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、<u>署名または押印したもの</u>を有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、<u>指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた</u>工事帳票については、<u>署名または押印がなくても</u>有効とする。</p> <p>添付資料 建設機械関係事務取扱規定 建設機械無償貸付共通仕様書 （貸付機械の引渡） 第3条第2項 前項の機能現況表は、2通作成し、各立会者<u>押印のうえ</u>それぞれ1通を保有するものとする。</p>